

社会福祉法人長嶺会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長嶺会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

2 報酬等とは、報酬及び費用弁償をいう。

(役員報酬)

第3条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員等が法人の施設長等施設職員の場合は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、役員等が法人の施設長等施設職員の場合は、支給しない。

2 費用弁償を支給する業務は、定款に定めるもののほか次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設等の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員等が前条第2項の(1)から(3)の業務に出席した場合、日当を支給する。

2 前項の日当の額は、次のとおりとする。ただし、同一日に理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会が開かれ、役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、出席1回として支給する。

- | | | |
|----------------|---------|--------|
| (1) 理事長 | 1回出席につき | 6,000円 |
| (2) 理事 | 1回出席につき | 4,000円 |
| (3) 監事 | 1回出席につき | 4,000円 |
| (4) 評議員 | 1回出席につき | 4,000円 |
| (5) 評議員選任・解任委員 | 1回出席につき | 4,000円 |

3 役員等が前条第2項の(4)から(6)の業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

4 費用弁償の額は、もみの木園旅費規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員等は、この規定を適用しない。

(準用規程)

第8条 この規定に定めるものを除くほか、費用弁償の支給方法については、もみの木園職員の例による。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成4年12月1日から施行する

平成19年1月1日より一部改正し、施行する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正し、施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年6月15日評議員会議決)